

週休2日促進工事（発注者指定方式）における積算方法について

1. 適用

西日本高速道路㈱が発注する、土木工事共通仕様書、建築工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書または電気通信工事共通仕様書を適用する工事のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までに、入札公告または指名通知（以下、入札公告等という）により図書交付を開始する週休2日促進工事（発注者指定方式）における請負工事費の積算に適用する。なお、令和4年7月1日以降に、入札公告または指名通知（以下、入札公告等という）により図書交付を開始する週休2日促進工事（発注者指定方式）における請負工事費の積算は令和4年7月の土木工事積算基準（令和4年度版）を適用するものとする。

2. 定義

- (1) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」とは、入札公告等及び特記仕様書により、「週休2日」に取り組むことを発注者が指定する工事をいう。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を実施したと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

3. 週休2日に要する費用

(1) 土木工事の場合

発注者は、週休2日を達成するために、設計金額の算出においては下表の補正内容により補正して算出する。

補正対象項目	補正内容	補正した費用の計上方法
労務費	補正係数を乗じて補正	単価表の項目ごとに、左記補正により費用を計上
標準単価	物価資料等における「4週8休単価」を適用し補正	
市場単価	補正係数を乗じて補正	
機械損料	稼働率により補正	
機械賃料	運転日当り賃料は、補正係数を乗じて補正	
	供用日当り賃料は、稼働率により補正	
諸経費	共通仮設費率及び現場管理費率を補正	

1) 労務費の補正

労務費の補正は、単価表の項目ごとに、労務費に「1.05」を乗じて算定する。  
ただし、工場製作及び工場塗装に要する労務費に対しては補正係数を乗じない。

2) 機械損料の補正

機械損料の補正は、単価表の項目ごとに、下表の稼働率を用いて機械損料を算定する。

① 土工工事の場合

土質		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		土砂A、硬岩A 硬岩B、軟岩A 硬岩C 上部路床用 購入材	土砂F 土砂G 軟岩D	土砂B 土砂E 軟岩B 軟岩C	土砂C	土砂Dまたは これに準ずる もの
月	平均供用日数	30日	30日	30日	30日	30日
A 地 区	標準稼働率	70%	67%	63%	63%	60%
	月平均標準運転日数	21日	20日	19日	19日	18日
	月平均標準休止日数	9日	10日	11日	11日	12日
B 地 区	標準稼働率	67%	63%	60%	60%	57%
	月平均標準運転日数	20日	19日	18日	18日	17日
	月平均標準休止日数	10日	11日	12日	12日	13日

A地区

滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、奈良県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地区

福井県、鳥取県、島根県

② 舗装工事または構造物関係工事の場合

週休2日の舗装工事及び構造物関係工事の標準稼働率は67%、月平均標準運転日数は20日、月平均標準休止日数は10日とする。

ただし、北陸及び山陰地方にあっては、舗装工事に限り上記標準稼働率を63%、月平均標準運転日数を19日、月平均標準休止日数を11日とする。

③ トンネル工事の場合

月平均標準運転日数は21日とする。

3) 機械賃料の補正

運転日当り賃料の補正は、単価表の項目ごとに、運転日当り賃料に「1.04」を乗じて算定する。

供用日当り賃料の補正は、単価表の項目ごとに、上記3. (1) 2) に示す稼働率を用いて機械賃料を算定する。

#### 4) 市場単価の補正

市場単価の補正は、単価表の項目ごとに、市場単価に下表の補正係数を乗じて算定する。

工種	区分	補正係数
鉄筋工	加工・組立	1.05
ガス圧接工	ガス圧接継手	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置 (ガードレール)、鋼製防護柵地際部支柱防錆	1.01
	撤去 (ガードレール)	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)	中間支柱設置工、ロープ・金網設置工、端末支柱設置工	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)	アンカー設置 (土中用・岩盤用)、支柱設置 (ポケット式支柱)、金網・ロープ設置	1.03
道路標識設置工	設置 (標識柱、案内標識、規制等標識、標識基礎工)	1.01
	撤去・移設 (標識柱、案内標識、規制等標識)	1.04
道路付属物設置工	設置 (車線分離標)	1.02
	撤去 (車線分離標)	1.05
法面工	張芝工、植生シート工、植生マット工、植生基材吹付工、客土吹付工、種散布工、コンクリート吹付工、モルタル吹付工	1.02
吹付砕工	ラス張工、表面コテ仕上げ、水切りモルタル・コンクリート費、吹付のり砕	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	切土補強土工 (鉄筋挿入工)	1.03
道路植栽工	植樹 (竹一本支柱、竹三本支柱)	1.05
橋梁伸縮継手装置設置工	伸縮装置設置工 (新設、取替)	1.02
橋梁埋設型伸縮継手装置設置工	伸縮装置M設置工、伸縮装置M取替工	1.04
床版防水工	グレードⅠ、グレードⅡ (新設用、修繕用)	1.02
床版防水工 研掃工	スチールショットブラスト工、WJ工法	1.02
ETC 車線樹脂系薄層舗装	—	1.01
コンクリート表面処理工 (WJ工法)	—	1.01

#### 5) 諸経費の補正

##### ① 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正は、土木工事積算基準 第2編「1-3-8 共通仮設費 (C)」の規定に基づき算出された率に「1.04」を乗じて補正する。

##### ② 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正は、土木工事積算基準 第2編「1-4 現場管理費 (E)」の規定に基づき算出された率に「1.06」を乗じて補正する。

(2) 機械、電気、通信工事の場合

発注者は、週休2日を達成するために、設計金額の算出においては下表の補正内容により補正して算出する。

補正対象項目	補正内容
労務費	補正係数を乗じて補正
市場単価	補正係数を乗じて補正
機械損料	稼働率により補正
機械賃料	運転日当り賃料は、補正係数を乗じて補正 供用日当り賃料は、稼働率により補正
諸経費	共通仮設費率及び現場管理費率を補正

1) 労務費の補正

内訳書の項目ごとに、労務費に「1.05」を乗じて算定する。

2) 機械損料の補正

内訳書の項目ごとに、次により機械損料を算定する。

週休2日の月平均標準運転日数は20日、月平均標準休止日数は10日とする。ただし、下表の項目については、月平均標準運転日数は21日、月平均標準休止日数は9日とする。

施設工事積算基準名	項目
建築工事編	IV建築工事標準歩掛 3. 仮設工事 トラック運転
機械工事編	13-1 搬入費
機械工事編	2-4 施設小規模残土処分
電気通信工事編	2-27 土木電気通信管路工用人力掘削
	2-29 土木電気通信管路工用残土処分

3) 機械賃料の補正

運転日当り賃料の補正は、内訳書の項目ごとに、運転日当り賃料に「1.04」を乗じて算定する。

供用日当り賃料の補正は、内訳書の項目ごとに、3.(2)2)に示す稼働日数により機械賃料を算定する。

4) 市場単価の補正

内訳書の項目ごとに、市場単価に下表の補正係数を乗じて算定する。

工種	区分	補正係数
鉄筋工	加工・組立	1.05

5) 諸経費の補正

①共通仮設費の補正

施設工事積算基準第1章「1-3-1-2 8. 共通仮設費(C)」の規定に基づき算出された率に「1.04」を乗じて補正する。

②現場管理費の補正

施設工事積算基準第1章「1-3-1-3 現場管理費(E)」の規定に基づき算出された率に「1.06」を乗じて補正する。

(3) 建築工事の場合

発注者は、週休2日を達成するために、設計金額の算出においては下表の補正内容により補正して算出する。

補正対象項目	補正内容
労務費	補正係数を乗じて補正
機械損料	稼働率により補正
機械賃料	運転日当り賃料は、補正係数を乗じて補正 供用日当り賃料は、稼働率により補正
市場単価等	市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)を補正

1) 労務費の補正

内訳書の項目ごとに、労務費に「1.05」を乗じて算定する。

2) 機械損料の補正

内訳書の項目ごとに、次により機械損料を算定する。

週休2日の月平均標準運転日数は20日、月平均標準休止日数は10日とする。ただし、下表の項目については、月平均標準運転日数は21日、月平均標準休止日数は9日とする。

施設工事積算基準名	項目
建築工事編	IV建築工事標準歩掛 3.仮設工事 トラック運転
機械工事編	13-1 搬入費
機械工事編 電気通信工事編	2-4 施設小規模残土処分
	2-27 土木電気通信管路工用人力掘削
	2-29 土木電気通信管路工用残土処分

3) 機械賃料の補正

運転日当り賃料の補正は、内訳書の項目ごとに、運転日当り賃料に「1.04」を乗じて算定する。

供用日当り賃料の補正は、内訳書の項目ごとに、3.(3)2)に示す稼働日数により機械賃料を算定する。

4) 市場単価等の補正

当初積算時及び設計変更算出時において、施設工事積算基準(建築工事編)Ⅲ積算基準詳細事項 2.請負工事費の積算 表-10、表-11、表-12の「市場単価及び補正市場単価の改修補正率」に代えて下表の補正率にて補正する。

①市場単価、補正市場単価の補正

・新営工事

市場単価×新営補正率、補正市場単価×新営補正率

・全館無人改修(基準単価の算定)

市場単価×新営補正率、補正市場単価×新営補正率

・執務並行改修(基準補正単価の算定)

市場単価×改修補正率、補正市場単価×改修補正率

②物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)の補正

・新営工事

物価資料の掲載価格×新営補正率

・全館無人改修、執務並行改修

物価資料の掲載価格×改修補正率

建築工事の補正率

工種	摘要※	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

電気設備工事の補正率

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線 び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケー ブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金 属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工 事)金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆 鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

機械設備工事の補正率

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及 び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダン パー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニット を除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

以 上